火災保険加入のお願い

市営住宅はご承知の通り、棟毎に多くの方がお住まいされている共同住宅となっています。 共同住宅の場合、いくら火の元や、漏水等に十分注意した上で生活されておられても、原因者 にはならずとも、被害者となるケースはゼロではありません。

火災や漏水等の被害に遭われた場合、原因者から弁償していただけないケースもあります ので、管理センターでは万一に備え火災保険の加入をおすすめしています。

火災保険には『まずご自分のため』『隣宅のため』『大家さんのため』等様々な役割があります。 簡単に下記へ火災保険の内容をまとめました。是非ご参考にしてください。

但し、記載した内容は一般的なものとなります。

加入を検討される際は、保険会社によって商品の約款、保険料、保証内容等違いがありますので、保険会社で十分確認の上、手続きを進めてください。

● 家財保険

文字通り、自身の所有する家電・家具などの損害を補償するもので、賃貸の場合の火災保険の基本となるものです。

補償される損害原因は火災・落雷・爆発・水害・水漏れ等が 主な対象となります。



● 個人賠償責任保険(特約)

一般的にこの補償内容は多岐にわたっており、水漏れで階下の住戸に損害を与えた場合などにも補償金が支払われます。 自動車保険や火災保険(家財保険)の特約として加入することが多いので、既に加入している保険があればチェックして補償が重複しないように注意してください。



● 借家人賠償責任保険(特約)

火災や爆発、漏水などによって借りている部屋に損害を与えて しまった際、原状回復するための費用を補償するものです。

一般的には火災保険(家財保険)の特約として契約するものになります。

但し、補償対象は、あくまでも自身が借りている住戸に損害を与えた場合に限られますが、先にも述べています通り、火災原因者(入居者)は賠償義務(原状回復義務)を負うことを踏まえ、特約の付加をご検討ください。



宝塚市堂住宅 指定管理者



TEL 0797-85-1091 FAX 0797-85-1092

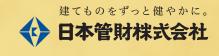


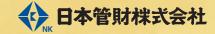


健康と安全に注意して、 素晴らしい春を迎える準備をしましょう。

Contents

- 宝塚市にはこんな制度があるのをご存じですか?
- 快適な暮らしをしていただくために
- 2月末頃に令和7年度家賃等決定通知書をお送りします
- 火災保険加入のお願い





宝塚市にはこんな制度があるのを

ご存じですか?













● 宝塚市認知症高齢者等みまもり登録

行方不明が心配な方についての情報を事前登録することで、 その方の地域とのつながり、よく行くお店や場所、散歩のルート、 近所の方たちがよく見かける時間帯など、普段どのように行動 している方なのかを知り、日常的にあいさつ等の声かけをする 人の輪(=みまもりネットワーク)を広げていくことができます。



● 高齢者安心キットの配布

ひとり暮らしの高齢者の方が、名前や血液型、かかりつけ医、緊急連絡先などの情報を記入した用紙(「連絡票」)を専用容器に入れ、冷蔵庫に保管しておきます。これにより、災害時・緊急時など、自らの情報を伝えることができない場合に、駆けつけた救急隊員等が保管された「高齢者安心キット」の情報により、迅速かつ適切な救急搬送等に役立てることができます。

【高齢者安心キットの内容】

- (1) 専用容器(1本)……冷蔵庫に保管する円筒形のプラスチック容器
- (2) 連絡票(高齢者安心キット連絡票)(1枚)
- (3) 高齢者安心キットシール(1枚)……冷蔵庫の表ドアに貼るマグネットです

【留意点】

- ・(2)の連絡票は、常に最新の情報にしましょう。
- ・安心キットを保管していても、場合によっては活用されない場合があります。 平時から冷蔵庫の中に保管いただくようお願いいたします。

目標になるように、 高齢者安心キットシールを 冷蔵庫のドアに貼ります。



● 緊急通報システム

一人暮らしの高齢者や障碍者の方が緊急時にボタンを押すこと によって、緊急通報受信センターに通報されます。

受信センター(看護師)が緊急を把握した場合は、すぐに救急車に出動要請します。



各種支援制度について市営住宅管理センターでご紹介します。 電話:0797-85-1091

快適な暮らしをしていただくために

入居者一人一人が快適に暮らすために、お互いの生活を尊重し、 共同生活のルールを遵守しましょう。

住宅の保管義務について

市営住宅は市民みんなの財産です。お住まいの住宅はもちろんのこと、 集会所、自転車置き場などの共同施設をはじめ、住宅全体を大切に使用 してください。

また、定められた規則を守り、適正な住まい方に注意をしましょう。



迷惑行為について

『動物飼育』、『迷惑駐車』、『ゴミの不法投棄』等は明かな迷惑行為であり、相談があれば現況確認の上、住宅管理者が直接対応すべきものと考えております。

原因者に注意、指導した際、よく「私だけではない。」「許可してもらっている」等抗弁されるケースがありますが、当然そのような主張は認められるものではありません。

ただ、集合住宅では、どうしても、生活に伴う音や振動、ライフスタイル の違いで、知らぬ間に近隣に迷惑をかけていることがあります。

お互いに注意していくことは必要ですが、おおらかな気持ちで対応 することも大切です。



暮らじに役立つ

豆知識 布団を叩く行為について

布団を叩く行為には注意が必要です。叩くことで布団内部に潜んでいるホコリやダニの死骸が空気中に舞い上がり、アレルギーの原因となることがあります。また、強く叩きすぎると布団の生地や中綿が傷む恐れがあります。

さらに、布団を叩く際の音は非常に大きいため、騒音問題となり、近所 迷惑を引き起こす可能性もあります。周囲の人々への配慮も大切です。

布団は叩かずに掃除機を使用して表面のホコリを吸い取ること、さらに 布団専用のクリーナーを利用することが効果的です。これらの方法を活用 することで、布団を清潔に保ちながら、布団や健康へのダメージを最小限 に抑えることができます。



2月末頃に令和7年度 家賃等決定通知書をお送りします



家賃等決定通知は令和7年4月からの家賃をお知らせする書類です。市営住宅の家賃は、 皆様から提出された収入申告書をもとに認定した収入基準月額に応じて決まります。 家賃等決定通知書が届いたら、必ず書類をお読みください。